

史跡和歌山城樹木管理計画<摘要>

第1章 計画策定の目的 (P1~6)

【背景】 樹木による遺構や石垣の破壊の懸念や天守等の景観阻害、台風や豪雨の影響による虎伏山斜面の土砂崩れ、老齢化・大径化した樹木の倒壊・枝折れ、サクラなどの樹木の衰弱化、史跡和歌山城整備計画の改訂

【目的】 史跡和歌山城の多様な価値の顕在化と調和を図りながら、本質的価値の次世代への確実な継承、適切な活用を図るため、樹林・植栽の適切な管理を行う。

第2章 史跡和歌山城の概要 (P7~25)

位置、史跡和歌山城の歴史と価値（指定文化財、本質的価値を構成する要素など）、発掘調査、近世・近代の植栽と公園化の経緯、整備の経緯、名勝西之丸庭園の概要、利活用状況

第3章 樹木管理に係る諸条件 (P26~31)

気候、土壌環境、自然植生、遺構状況、法律・条例等

第4章 史跡和歌山城における樹木管理の現況 (P32~65)

樹木管理の現況等を踏まえ、和歌山城内に生育する樹木をその特性によって下表のとおり分類

史跡和歌山城の本質的価値を構成する要素等を毀損させる危惧のある樹木	石垣・雁木を毀損させる危惧のある樹木
	地下遺構を毀損させる危惧のある樹木
	歴史的建造物を毀損させる危惧のある樹木
	復元整備計画地に生育する樹木
景観を阻害している樹木	城内からのお城の景観を阻害している樹木
	眺望景観を阻害している樹木
季節を彩る樹木	サクラ
	その他花木・紅葉する樹木
来園者の安全上リスクのある樹木	倒木や落枝が危惧される樹木（危険木）
	犯罪抑制の観点から将来的な課題となっている樹木
保全・育成すべき樹木	天然記念物
	記念植樹
	歴史性のある樹木
	生物季節観測対象木（標本木）
史跡にふさわしくない樹木（外来種）	
樹木診断や樹勢回復治療の必要な樹木	
名勝西之丸庭園内の樹木	

第5章 樹木管理に関する現状課題 (P66~67)、第6章 樹木管理の方向性 (P68)

【本計画に基づく樹木管理による史跡和歌山城の将来像】 史跡和歌山城が、城跡遺構と緑地が一体となったみどりの核（ランドマーク）として、風格と彩りのある景観を形成し、後世に受け継がれていくことを目指す。

【方向性】（6つの観点で整理した課題に対応）

- ①文化財保護の観点：本質的価値を毀損させない樹木管理、植え替え及び新植は原則行わない
- ②景観形成の観点：本質的価値の顕在化させる樹木管理、修景効果を高める樹木管理
- ③見学環境・公園利用の観点：都市公園の利用者や和歌山城の見学者に配慮した樹木管理
- ④緑地保全の観点：虎伏山の樹林を保全する樹木管理
- ⑤樹木育成の観点：景観要素として重要な樹木の健全化を図る樹木管理
- ⑥樹木の管理方法の観点：上記の樹木管理を十分に行える体制と技術を持った樹木管理

第7章 樹木管理の方法 (P69~84)

第7章 樹木管理の方法 (P69～84)

【全体計画】※史跡和歌山城の本質的価値の保存を前提

(1)石垣・遺構の保護：史跡指定範囲内は原則植え替え及び新植は行わない、石垣面に生育する樹木及び天端石・根石から 1m 以内の樹木は原則伐採、天端石・根石から 3m 以内を目安に伐採または剪定 など

(2)景観整備に係る樹木管理：視点場から天守及び天守台の石垣の顕在化を図る樹木管理

(3)季節を彩る樹木の管理：「桜保全育成特別措置区域」でのサクラの樹勢回復治療・植え替えの段階的実施 など

(4)来園者の安全上リスクのある樹木の管理：倒木や落枝が危惧される樹木(危険木)の優先的な剪定または伐採、公園施設の見通しを改善する剪定または伐採 など

(5)保全・育成すべき樹木の管理：天然記念物や記念植樹等の樹勢回復治療等の実施 など

(6)史跡にふさわしくない樹木の管理：生態系被害防止外来種リストに掲載されている樹木(ヒカシア)の伐採 など

(7)樹勢回復治療：樹木医による樹勢回復治療の実施 (8)新規植栽：新植の際は遺構面を十分に確保して植栽

(9)伐採後の対応：原則抜根しない (10)植栽基盤への対応：土壌改良をする際は樹木医の指導のもと実施

(11)虎伏山の斜面緑地の管理：伐採・剪定の必要性や剪定手法を遺構保存、樹林保全、災害発生抑止の観点で検証

(12)名勝西之丸庭園の管理：名勝庭園としての計画を別途策定 (13)樹木調査：必要に応じて樹木調査を実施

【地区別方針】地区別に個別方針を設定 【維持管理計画】技術指針に基づき実施、石垣面は定期的刈り取りなど



「桜保全育成特別措置区域」(ピンク色塗りつぶし) 及びサクラの大径木位置図 (P75)

※「桜保全育成特別措置区域」：花見スポットとしての機能を当面維持することを目的として、サクラがとまって生育している区域(下の丸、蔵の丸、岡口門櫓形、砂の丸(南)の北側の一部区域)を設定。必要に応じて、区域の範囲や特別に実施できる樹木管理の内容は見直す。

第8章 樹木管理の体制 (P85)

【庁内における体制】関連他部局等と連携・相談、必要に応じて文化庁や和歌山県教育委員会と協議

【樹木管理に係る受託業者や樹木医等との体制】業者への史跡保存のレクチャー、樹木医による指導など

【市民との協働体制】主にサクラを管理する市民団体の発足・育成の検討

第9章 事業計画 (P86)

【短期計画 (概算総事業費約 43,940 千円)】※既存調査結果より大径木のみを抽出

短期計画による主な事業内容	該当本数	概算費(千円)	
石垣や遺構等を毀損する可能性のある樹木の伐採	290	29,140	
サクラや保全・育成すべき樹木を中心とした樹勢回復治療の実施	50	260	
衰弱したサクラの植替え及び新植	6	320	
「桜保全育成特別措置区域」における土壌改良の実施	-	-	
倒木や落枝が危惧される樹木(危険木)の剪定及び伐採	伐採	84	8,830
	剪定	66	5,320
生態系被害防止外来種リストに掲載されている樹木(ヒカシア)の伐採	1	70	
合計	497	43,940	

【中長期計画 (短期計画による事業実施後・継続的に実施する事業)】

視点場からの景観の阻害要因となっている樹木の剪定及び伐採、トイレ等の公園施設の見通しを良くする樹木の剪定及び伐採、虎伏山の斜面緑地における森林的管理の実施、市民協働による樹木管理体制の構築

第10章 経過観察 (P87)

必要に応じて樹木管理計画を見直し、目視による定期的な見回り (1月に1回程度)、視点場における樹木の育成状況の確認 (1年に1回程度)、樹木医によるサクラの樹勢調査 (5年に1回程度)